

社援発0331第16号
平成27年3月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部改正について

今般、支払余力比率の信頼性向上等のために、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号）、消費生活協同組合法施行規程（平成20年告示第139号）等を改正したことに伴い、「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号本職通知）の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、通知する。

なお、「I-2 監督指針策定の趣旨」、「別紙様式4」、「別紙様式5」及び「別紙様式8」にかかる改正の施行日は平成27年4月1日とする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。